

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき，道路の供用を次のように開始する。

なお，関係図面は告示の日から 2 週間新潟市土木部土木総務課及び新潟市秋葉区役所建設課において，一般の縦覧に供する。

平成 30 年 12 月 14 日

新潟市長 中 原 八 一

道路の 種 類	路 線 名	区 間	供用開始年月日
市道	新津 1-286 号線	新潟市秋葉区車場四丁目 600 番 10 地先から 新潟市秋葉区車場四丁目 600 番 9 地先まで	平成 30 年 12 月 14 日
	新津 1-300 号線	新潟市秋葉区車場四丁目 595 番 5 地先から 新潟市秋葉区車場四丁目 595 番 4 地先まで	